**産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧に係る指導指針の改正について**

１　改正理由

令和６年３月29日付け環循適発第24032929号・環循規発第2403296号通知（以下、通知と記載する）により、産業廃棄物処理業者は処理施設等の維持管理記録の閲覧をデジタル的な手法により行うことが可能になった。

産業廃棄物処理施設の維持管理に関する記録及び閲覧に係る運用は、当該指針により規定しているため、通知に伴い所要の改正を行った。

２　主な改正内容

* ６ページ

(１) 記録等の閲覧方法にインターネットや電子計算機等を利用する方法を追加した。

(２) 閲覧時間の規定の範囲を事務所等で書類を閲覧する場合に限定した。

* ７ページ

(３) 閲覧場所の規定の範囲を明確化した。

* ８ページ

(４) 複製又は写真撮影を認める記録等の条件を明確化した。

以上